

J A西三河いちご産地振興委員会

第1回 いちご新規就農者募集要綱

1. 事業内容

(1) 事業概要

当産地規模の維持発展のため、新たな担い手を育成・確保します。その為にいちご生産に取り組むことを希望する個人に生産技術、経営管理に関する研修を年間を通じて、農家実習を実施します。また関係機関と連携して、J A西三河いちご部会員として独立した農業経営を支援します。

(2) 研修場所

J A西三河いちご部会 部会員ほ場（受入農家、西尾市管内）

(3) 研修期間

6月から翌年5月まで
（苗管理からスタート、1シーズン）

(4) 研修内容

農家実習・いちご部会研修会を通じ、以下の内容の研修を行います。

項目	研修内容
基礎研修	生理生態・品種特性等、肥料・農薬、施設設備等、栽培の知識
実務研修	受入農家にて栽培技術、収穫・パック詰め等の出荷調整
経営管理	施設投資、税務申告等の経営に必要な基礎知識
就農準備	農地取得・資金調達等の就農に必要な知識・手続き
視察・交流	J A西三河いちご部会部会員との交流

※通年で受入農家へ通えることが条件になります。

（住居の斡旋は行いますが、生活費は自己負担となります。）

※研修内容を変更する場合があります。

(5) 研修条件

ア、誓約書締結

イ、研修費無償（生活費・社会保険、交通費等は自己負担となります。）

ウ、研修時間及び休日：午前8時から午後5時、休日は土・日曜日

※但し、受入農家の指示により変動する場合があります。

※収穫時期の繁忙期は休日に研修実施することがあります。

(6) 研修支援先

J A西三河いちご産地振興委員会

（愛知県、西尾市、J Aあいち経済連、J A西三河、J A西三河いちご部会）

(7) 修了認定

J A 西三河いちご産地振興委員会が修了の可否を判定し、修了者には修了証書を交付します。

(8) 就農支援

研修終了後の就農に向け、農地・施設の取得及び資金調達等について関係機関と協力して支援を行います。

2. 募集内容

(1) 募集人員

5名以内

(2) 応募資格

ア、満18歳以上で研修終了後は「いちご」生産者として就農意志が明確な方。
性別・出身・農業経験の有無は問いません。

※研修終了後の就農予定時の年齢が45歳未満の方は「農業次世代人材投資資金（準備型）」（1年あたり最高150万円まで、最長2年間）の申請ができます。

イ、研修終了後は、西尾市内で就農し、「J A 西三河いちご部会」へ加入すること

※就農時点の年齢が45歳未満の方は「農業次世代人材投資資金（経営開始型）」（1年あたり最高150万円まで、最長5年間）の申請ができます。

(3) 提出書類

下記の書類に必要事項等を記載・同封の上、郵送または直接持参してください。
尚、直接持参の場合は平日の9時から17時の間にお願いします。

ア、「J A 西三河いちご新規就農者研修事業」研修受講申込書

イ、履歴書（指定様式）

3. 募集期間

(1) 受付期間

以下の期間にて年2回になります。

第1次：4月1日から7月31日まで

第2次：9月1日から12月31日まで

※いずれも応募書類は上記期間内必着でお願いします。

※要望があれば随時、ご相談に乗ります。

(2) 事前相談会の実施

ア、日時：都度（希望者ごとに個別に実施）

イ、場所：J A 西三河 本店（西尾市寄住町下田15）

ウ、内容：研修事業についてご説明します。また、就農にあたっての意向をお聞かせいただきます。

エ、その他：応募される方は、必ず事前相談会にご参加ください。

お申込みは、5（1）応募先、相談窓口までお願いします。

4. 選考方法等

(1) 選考方法

J A西三河いちご産地振興委員会及び関係機関による書類審査並びに面接により決定します。

(2) 面接期日・場所

ア、月日：応募者へ個別に連絡します。

イ、場所：J A西三河 本店（西尾市寄住町下田 15）

(3) 結果通知

申込者には、選考結果を個別に通知いたします。

5. 応募先他

(1) 応募先、相談窓口

J A西三河 営農部 園芸販売課

〒445-0073

西尾市寄住町下田 15 J A西三河 本店 2階 TEL (0563) 56-5272

(2) 留意事項

ア、就農するために、自己資金が必要です。

イ、営農を継続するには、本人の努力・熱意・体力と共に地域と協調する姿勢が求められます。

※本募集要項に基づく提出書類に係る個人情報については、研修者の選考・研修期間中の指導・連絡及び就農にあたっての斡旋・その他運営に関する目的に使用します。